

青森県報

第六百十七号

令和五年
五月三十一日
(水曜日)

目次

告 示

- 青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五條第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正… (人事課) … 一
- 青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十條の二第一項の知事が定める金額の一部改正… (同) … 二
- 救急病院及び救急診療所の設置… (医療業務課) … 二
- 登録販売者試験の施行… (同) … 二
- 喀痰吸引等業務の登録… (高齢福祉保険課) … 三
- 身体障害者福祉法による指定医の指定医辞退届書の提出… (障害福祉課) … 三
- 家畜伝染病の発生… (畜産課) … 三
- 道路の区域の変更… (道路課) … 四
- 毒物劇物取扱者試験の施行… (医療業務課) … 四
- 知事管理漁獲可能量の変更の公表… (水産振興課) … 五
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示… (病院管理課) … 五

告

示

青森県告示第三百七十一号

平成四年四月二十七日青森県告示第三百八号（青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五條第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額）の一部を次のように改正する。

令和五年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、一六六円	一三、二〇七円
二十歳以上二十五歳未満	五、六九一円	一三、二〇七円
二十五歳以上三十歳未満	六、一九四円	一四、四一〇円
三十歳以上三十五歳未満	六、五七四円	一七、〇六七円
三十五歳以上四十歳未満	六、七八二円	一九、四五七円
四十歳以上四十五歳未満	七、一三九円	二一、二五八円
四十五歳以上五十歳未満	七、二二二円	二二、四四四円
五十歳以上五十五歳未満	七、一〇九円	二四、六二五円
五十五歳以上六十歳未満	六、六九八円	二四、八六三円
六十歳以上六十五歳未満	五、六五一円	二一、二四五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九八〇円	一五、八二七円

七十歳以上

三、九八〇円

一三、二〇七円

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同月前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百七十二号

平成八年五月十五日青森県告示第三百四十五号（青森県議会議員その他非常勤の職員公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

令和五年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

表常時介護を要する状態の項中「十七万二千五百五十円」を「十七万二千五百五十円」に、「七万五千二百九十円」を「七万七千八百九十円」に改め、表随時介護を要する状態の項中「八万五千七百八十円」を「八万六千二百八十円」に、「三万七千六百円」を「三万八千九百円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の表の規定は、令和五年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百七十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院及び救急診療所を認定したので、同令第二条第一項の規定に

より告示する。

令和五年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認 定 有 効 期 限	救急病院、救急診療所の別
国民健康保険南部町医療センター	三戸郡南部町大字下名久井字白山八七の一	令和八年五月三十一日	救急病院
はちのへハートセンタークリック	八戸市田向二丁目一の二	令和八年五月三十一日	救急診療所
青森市立浪岡病院	青森市浪岡大字浪岡字平野一八〇	令和八年六月二日	救急病院
十和田第一病院	十和田市東三番町一〇の七〇	令和八年六月十二日	〃

青森県告示第三百七十四号

令和五年登録販売者試験を次のとおり施行するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百五十九条の四第二項の規定により公示する。

令和五年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

- 1 期日 令和五年八月三十日（水）
- 2 場所 青森市大字横内字神田一二

青森中央学院大学

二 受験願書受付期間

ヨ1ネ病
牛
患畜
一
十和田市
令和 五・五・七

青森県告示第百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

1	図面 番号	道路 種類の	路線名	変更の 区 間		変更の 前後別	敷地の 幅員	敷地の 延長	備考
1	県 道		泊陸奥横浜 停車場線	上北郡横浜町字太郎須田二の一から 上北郡横浜町字太郎須田二の三まで		前	八・九〇メートルから 九・六五メートルまで	六九・三七メートル	
				後	一五・一六メートルから 一五・三四メートルまで		七八・七〇メートル		

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和五年六月三十日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

毒物劇物取扱者試験の施行

令和五年毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第4号）第八条の規定により公告する。

令和五年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所（筆記試験、実地試験共に）

1 期日

令和五年九月六日（水）

2 場所

青森市安方一丁目一の四〇

二 受験願書受付期間

青森県観光物産館アスパム
令和五年七月十四日（金）から同月二十一日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く）。受付時間は午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているもの限り、同日までの消印のあるものは、有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇一八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、令和五年五月三十一日から、県内の各県型保健所及び青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループ（電話〇一七―七三三―九二八九）に問い合わせること。

知事管理漁獲可能量の変更の公表

知事管理漁獲可能量（令和五年三月三十一日公表）の一部を次のとおり変更したので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第五項において準用する同条第四項の規定により公表する。

令和五年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量のうち、次に掲げる特定水産資源に関するものは、次のとおりとする。

第1 ころまぐろ（小型魚）

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県ころまぐろ（小型魚）漁業	369.2トン

第2 ころまぐろ（大型魚）

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県ころまぐろ（大型魚）漁業	557.3トン

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年五月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

重油（日本産業規格 一種二号） 九万六千リットル

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和五年四月二十六日

五 落札者の名称及び住所

北日本石油株式会社青森販売支店
青森市問屋町一丁目六の二〇

六 落札金額

一リットル 八十四円二十六銭

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和五年二月十三日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭